

# 典籍佚伝攷

国文学研究資料館・文学資源研究系教授 山崎 誠

## 典籍佚伝攷

キーワード

阿弥陀経 法華経 梁塵秘抄断簡 後白河院 澄憲 丹  
後局 経釈 綴和字経 消息経

小稿は過去の一時期、自筆本古典籍が失われる際の知られざる一つの機構について考察したものである。

今日、その断簡が存在することでも有名な、自筆本「梁塵秘抄」は、後白河院没後も居所である六条西洞院殿の車宿に駐められた文車に納められていたが、丹後局の手で「綴和字法華経」に解体され供養された可能性を、安居院澄憲の経釈と諒闇の記録から推測した。その現物は存在しないものの、豊田市法興寺蔵阿弥陀仏像の胎内納入品である「阿弥陀経」を同時代の有力な傍証として、前記断簡がその供養経制作の際に生まれた零葉の片割れではないかとの想像を行った。

このようにして、消息経と呼ばれる遺品と同じ縁りながら、紙背や表に残されぬ為（漉返経と同じ結果を生み）、転写本・稿本の区別なく数々の自筆資料が失われた可能性を提起した。未だ精査を尽くさぬまま、その時期を凡そ十二世紀から十四世紀までの二百年とみる。

国文学研究資料館・文学資源研究系教授 山崎 誠

# 典籍佚伝攷

国文学研究資料館・文学資源研究系教授 山崎 誠

## 一

一般に書物の散佚離散の原因は大規模には兵火や災害であり、小規模には鼠や紙魚はたまたま微生物の仕業とされる。後者については米糊で装丁しなければ避けられたのにと「畳鯛状」になった経巻を前に思うこともあるが、人が関わる場合も当然ながらある。「徒然草」にも「しづかにおもへば、よろづ過ぎにしかたのこひしさのみぞせんかたなき。人しづまりて後、ながき夜のすさびに、何となき具足とりしたため、残しおかじと思ふ反古などやりすつる中に、なきひとの、手ならひ、絵かきすさびたる、見出たるこそ、只そのをりのこちすれ」(第二十九段)と見える。以下にやや特異とも思われる例を考察してみた。

豊田市加茂川町の法興寺の本尊の木造阿弥陀如来像を修理したところ、胎内から文永四年(一二六七)の奥書を持つ阿弥陀経一卷と印仏十三点が発見されたという記事が、平成十五年五月三十一日付けの「中日新聞」紙上に見える(注一)。

この胎内阿弥陀経は法量縦十四・八糎、全長三二三・三糎の卷子本で、変わっているのは別の料紙(即ち草子か消息であろう)に書き添えていた平仮名を一字ずつ切り取って、毎行十六乃至十八字詰めで全二〇二行に亘り、台紙に貼り合わせて経文を構成したものである点で

ある。「阿弥陀経」は四紙経又は小本と呼ばれるように、漢訳では全千三十字ほどの短いものであるが、かなり煩瑣な作業を伴う。その工程は十七世紀になって日本人が初めて経験した植字版に活字を組む作業を連想させるものがあるので、伊呂波及び常用漢字の字母毎に予め切り出しておいて、活字庫の如く整理してあったものと考えれば煩瑣に見える作業も想外に効率良く行われたことであろうし、深い追福の念から為されたこととすれば、一文字一文字を切り出す所作が如法経書写作法に似たものとなったであろう(注二)。末尾三行「南无西方極樂、記主後生たすけ／たまふ、／文永四年二月廿七日」の奥書にその意図が記されている。

「中日新聞」(「毎日」「朝日」「読売」の各紙の地方版にも)に紹介されている新行紀一氏や天野暢保氏の見解の如く、物語などの草子を書写した記主の近親者(遺族)が、形見となった手習いの草子を解体して経文として再構成し、後生を弔ったものであるとの推測ができる(注三)。

法興寺は巴川支流郡界川下流の右岸加茂川町川向(かわむき)に位置する(地名は郡界川に面していることに拠ろう)真宗大谷派に属する寺院で寛保三年(一七四三)の創建というから、問題の阿弥陀仏像の伝来は未詳とする他はない(恐らく中央から流れたものであろう。今のところ美術史家による作風や製作年代についての正式の鑑定は出ていない)。

この貴重な遺物についての稿者の関心は、解体される前の記主の手習いの正体が何であったかと云う点と、この書物を解体して経供養を行う行為に絞られる。書物であれば、稿本か転写本かでその価値は大きく異なるものの、ここで或る書物が佚伝したことは事実であるからである。

通常、追善写経供養には遺愛の品など死者を偲ぶ縁りとなるものが用いられることが多い。漉返経や、消息の表裏に経文を書く風習、消息経はその典型である。ここで、あらましどのような根拠で消息経が現れるのか経緯を顧みたい(注四)。

例えば「江都督納言願文集」(大江匡房) 511「故博陸殿の奉為室家自筆の法花経を供養せられし願文」によれば、

未亡人某、肅拜作礼し、前みて仏に白して言さく、「往年の今日は、所天の前の博陸内相府帰泉の日なり。相府は、漢霍金鳳の臣と為りて、唐堯白馬の后きみを輔く。台階を履みて二代、久しく羽林象岳の風に誇り、国柄を乗りて五年、自ら花胥栗陸の俗に返したまひき」と。

抑も、相府の、樂しむ稽古に在り、業は唯文をのみ好めり。白氏の文集を写さむが為め、新に蔡侯の花牋を儲く。去年の春、残更の夢に、容姿昔の如くして、此の紙を披き閱たり。一たび覚めて後、涙の尽くること無きを厭ひ、愁なみに遺る中に、命の従はるるを恨む。

仍りて、彼の魚網に就きて、我が鳥跡を施す。婦人の習ひ、漢字に堪へ不と雖も、恋慕の心、猶し懸憂を休めむと欲ふ。妙法蓮花経、无量義、観普賢、般若心、阿弥陀等経を書き写し奉る。便ち遠忌に当たり、敬ひて題名を揚げたてまつる。

嘉承三年(一一〇八) 六月廿八日。

関白藤原師通は康和元年(一一九九) 六月廿八日(38) に薨じてい

るので、本願文はその七回忌に、願主である関白忠実を生んだ藤原俊家女(俊家が早世したため師実の養女となる) 全子が(一一〇六〇) 一五〇)、亡夫が「白氏文集」を書写するために用意していた料紙を経供養に宛てたというのである。師通が大江匡房から「文集」の江家の訓説を受けていたことは日記に見え、能筆であったことは金峯山埋経願文や一具の法華経にても知られる通りだが、全子も優れて教養の高い女性であったから、写経も可能であったのだろう(注五)。

全子が写経に用いたのは、夫の残した未使用の料紙であった訳だが、師通の父の場合、「殿曆」によれば康和三年(一一〇二) 師実の供養の折りに行われた十一部の「法華経」供養では、十部は「故殿御消息紙」が用いられた。また天仁元年(一一〇八) 七月十九日の堀河院周忌法会では色紙五部大乘経の供養が行われたが、それは「御手跡を以て久しく色紙と成し、日者相ひ分ちて人々書写せら」れたものであった。いずれも広義の消息経(漉返経) である。

神奈川県立金沢文庫蔵「反色紙因縁」、これには「反旧色紙因縁 睿之」の表紙識語がある通り、称名寺第三世湛睿(一一七一) 一三四六の残した説草である。説草とは説経の台本に当たるもので、現にこの因縁は正中二年(一一三五) の四月には極楽寺で、十月には田中殿で二度使用されており、「大法主禪室」「先師上綱」にそれぞれ「大施主殿下」「先人聖靈」の傍記があるのは、二度目の説法の時、備忘のために書き加えられたものであろう(注六)。

【二】今此ノ御経ハ、先師御手跡ヲ御料紙ト為す。反旧色紙の経ハ、清和ノ御時ニ始テ〇世俗ヲ反して出世ニ帰す、是カイミシキ事テ候。清和ノ天皇世ヲ早かせたまひし後、西三条ノ皇后ト申すハ清和ノ后天皇ニ後レ奉り、朝夕書き置き御せシ神筆ノ御文トモヲ色紙ニスイテ大乘経ヲ供養書写せ被られ候。橘贈納言広相其ノ御願文ヲ書キ一旬ヲ載セ御せシ。

【二】同心ノ契リ蓮花ノ偈ニ変シ、匪石ノ詞鏤字ノ門ニ入ル。同心ノ契リ色ニ顕レシ御手跡、併ラ妙法ノ蓮偈ト成リ、真如ノ妙法ニ入レトコソ候ふナレ。是ハ世俗ノ誤リヲ以テ真実の道ニ帰する心ニ候ふ。実ニモ世間ノ書札ト申す物ハ、或いは朝暮世路の事ヲモ注シ、若しくは花月遊宴の情ヲモ述ぶ。皆是れ生死の迷へる習ひ、未た出離の中立（申立ち）と為さず。然ルヲ今之ヲ翻シテ如来真実の妙典ト為シツルカ、煩惱変シテ菩提ニ帰シ、生死を捨て涅槃ヲ得ル儘ナル勝因也ケル候ふトヨ。

【三】大法主（施殿下）禪室、之に由り、先師上綱の御手跡ヲ以て、仏語誠諦の妙文ト為す。煙霞花鳥の詞変シテ花池宝閣の因ト為シ、誑言綺語の誤りを翻して転正法輪の縁トコソ候ふナレ。サレハ当相即真の奥旨、十眼ノ前に顕れ、一乗妙典の深義、只此ノ事ニ足ル可く候ふ。此の功德を廻らし亡魂菩提を資（なす）け御サン。利益必ス速カナル可く候ふ。正中二年（一三二五）十月田中殿、同じき四月九日極楽寺にして之を用ふ。

便宜三段に分節してみたが、初段には反古色紙写経の先例として、有名な清和天皇の先蹤（西三条の皇后は藤原良相女の多美子）が引かれる（注七）。広相の願文は現存しないが、次に掲げる「修八講於嘉承寺御願文」（橋広相作）との混同又は附会によるものかも知れない。但しこの嘉承寺供養願文では全子の場合と同様に「神筆ノ御文トモヲ色紙ニスイテ」には該当しない。旧き色紙を反してとは、手跡を漉き返すことを指す。五部大乘経であれば相当大規模なことになる。宸筆の手跡は野宮にあった中務省図書寮別所の紙屋院に送られ漉き返し紙となったのであろう（注八）。

寛平元年九月廿四日、：側に聞く、先帝（光孝天皇）法華等経を書写の御願未だ成らざる有りと。仍りて頃らく、状を知る新子長公主及び遍照大和尚を歴訪して、粗事実を審かにす。又承香殿中

に紺紙数百張、金泥数十両有り。尚、方署底（注）に素木経函三合有り。：仍りて紺紙を披き金字を写し、素函を飾り螺鈿を施したまふ。〔本朝文集〕廿六

とまれ、第二段に見る通り、世俗の書札を漉き返して妙典となすことは、もとより古紙の再利用の為などではなく、「煩惱変シテ菩提ニ帰シ、生死を捨て涅槃ヲ得ル儘ナル勝因」となるとの「諸法実相」の思想に支えられたものである。第三段では、先師の残した「煙霞花鳥の詞」を「仏語誠諦の妙文」となすことで、「誑言綺語の誤りを翻して転正法輪の縁トコソ候ふ」と述べる（第二段の二重傍線部も同趣）。言うまでもなく、「和漢朗詠集」仏事の「願はくは今生俗文字の業狂言綺語の誤りを以て、翻（か）して當來世世讚仏乗の因轉法輪の縁と爲（せ）む 白」（香山寺白氏洛中集記）に拠る）を踏まえる修辭である。実に誑言綺語の思想を可視化し即物的に表したものといえよう。

果たして後世の附会ではなく、藤原多美子の法華経書写の勝事の背後に、当初から湛睿が説草に述べるが如き思想を認めるならば、通説に言う村上朝の比叡坂本勸学会に於いて広まったとされる狂言綺語観が九世紀後半の後宮には既に存在したことになり（従来仏事に関わる資料群は研究の空白を多く残している）、古い起源を持つことに注意を注いでおきたい（注九）。白氏の文言に触発される下地である、世俗の文字が如来真実の妙典に他ならないとの思想、例えば「涅槃経」梵行品の偈「鹿言軟語も第一義諦の風に帰す」などに込められるものが、天台僧の側でも成熟していたと見なければならぬ。そしてそれは後に見る如く、他ならぬ「法華玄義」の中に明らかに記されている事柄である。

## 二

法興寺の胎内経の記事が新聞に載った年を遡ること四年、新出の後

白河院自筆「梁塵秘抄」断簡に関する言説が新聞各紙面を賑わせている（平成十一年五月二十日「毎日新聞」朝刊が一報を報じ、六月二日と三日付けの「読売新聞」夕刊に小松茂美氏の反論が掲載されている）。発見の経緯については古谷稔氏の「伝久我通光筆『梁塵秘抄断簡』と後白河法皇の書」（『日本音楽史研究』2）に詳しく、同書に断簡の見事な原色図版が載っている<sup>注10</sup>。

この出現により改めて四種類の古筆切れが知られることとなり、更に上野学園日本音楽資料室所蔵断簡の冒頭一字擡頭の「ければ」の三文字によって、どうやらこの一連の断簡が、現存する「口伝抄」巻十とは別の巻の「口伝抄」のものであることが判明した事実は大きい（上記『日本音楽史研究』2に飯島一彦氏の指摘がある通り）。しかし、この後白河法皇縁りの古筆切れが伝来したことについては少し考えて見なければならぬ問題がある（古谷氏は本願寺本を観察して「捲り」の状態で伝わった可能性を物語る虫損や「礼拝の対象として香などを薫いて使用されたことが想像される」油煙の痕跡を指摘しているが、伝来の歴史に長い時間の空白がある）。

- 1 梁塵秘抄断簡「手鑑 高松帖」所収 三井文庫所蔵 重要文化財 平安時代 一二世紀 伝久我通光筆 一葉 本紙寸法二六・八×一一・〇糎
- 2 梁塵秘抄断簡 上野学園日本音楽資料室所蔵 平安時代 一二世紀 伝久我通光筆 一葉 本紙寸法二六・八×一二・一糎
- 3 梁塵秘抄断簡「手鑑 鳥跡鑑」所収 本願寺所蔵 平安時代 一二世紀 伝寂蓮筆 一葉 本紙寸法二六・八×一三・三糎
- 4 梁塵秘抄断簡 穂久邇文庫所蔵 平安時代 一二世紀 伝寂蓮筆 一幅 本紙寸法 二六・八×一一・八糎

そもそも「梁塵秘抄」については、これを扱う論文汗牛充棟の様であるが、常識的なお温習いをおきたい。現在伝存する「梁塵秘

抄」は前記断簡を除き、次の三種のみで、極めて伝本が希であることでは有名であり（そのため所謂異本と称される偽書を生んでいるがここでは触れない）、伏見宮家本を除けば比較的新しい書写本といえる。この作品は「本朝書籍目録」に廿巻であると見え、その編成は歌詞を集めた「梁塵秘抄」十巻とその謡い方や伝承についての口伝を集めた「梁塵秘抄口伝集」十巻であると推定されている。

- ・ 梁塵秘抄卷一、及び口伝集卷一（抄出本） 綾小路家伝来本 天理図書館蔵
- ・ 梁塵秘抄卷二（竹柏園旧蔵 伝寂蓮筆本系 江戸後期写） 天理図書館蔵
- ・ 同 口伝集卷十 伏見宮家本、康暦元年（一三七九）栄仁親王筆 宮内庁書陵部蔵

「梁塵秘抄」について、古く「八雲御抄」「徒然草」にも触れられているが、その所在については、永仁六年（一二九八）の「山科家文書」に山科教定が「後白河院宸筆今様 萬里小路殿被召置」と記した記録があることや、同じ十三世紀後半成立の「文机談」巻第三に「梁塵秘抄入れられたりける御手箱にいれ具せられて、六条殿なる御文車に侍けると伝承しかども」とあるのが最も具体的な証拠とされるものである。これと似たような記述が、後崇光院御筆の「法安寺預置文書目録」（『図書寮叢刊・看聞日記紙背文書・別記』文書番号一四八）中にもあって、「二合、梁塵秘抄手箱」とあり、末に「応永廿七年二月廿七日於法安寺取目錄畢、同三十二年五月日廿合取出了、懸左点了」と記されている。以後、その具体的な所在については記録に見出せないことは専門家の間にはよく知られたことである（後白河自筆説に懐疑的な小松氏は、一首四行に書写される穂久邇文庫蔵の断簡を基準にすると、巻二のみで約二三〇八行となり、「五巻分の分割を必要」とすると推定しているから（前掲新聞記事）、全体は優に文車一輛分となり、到底手

箱に収まる範囲ではないだろう。手箱に収まるためにはどこかで自筆巻子本から冊子に変換がなされたと見なければなるまい<sup>(注二)</sup>。

伏見宮家に伝えられた栄仁親王筆本の素性も三段からなるその奥書の本奥書の分析から、「此の本ハ、妙音院入道殿の御本か。而して法性寺禪定殿下の御辺ニ、年来御日記ニ相ひ具しテ取り置き被れ候ふ由、伝承するものなり。而して二条の中將経定朝臣預かり置く間、彼の羽林、又雅曲の弟子為るに依り、蜜々借り寄せテ之を書写するものなり。寛元四年八月廿一日、之を送らせ給ふ、同じき廿二日書写するものなり」の記主は源(綾小路)有資で、かの妙音院師長の旧蔵という触れ込みで九条兼実のもとにあったものを二条経定が預かっていたが、密かに借り受けて一兩日の間に転写したことを意味するという(宮内庁書陵部『梁塵秘口伝集卷十』複製解題)。後白河法皇自筆本へと直結するものではないようである。

「山科家文書」の「後白河院宸筆今様 萬里小路殿被召置」記事、また「文机談」に記す所の手箱入りの揃本、応永廿七年後崇光院記す所の伏見宮家蔵の「梁塵秘抄手箱」との相互関係は不明と言うほかはない。僅かに、静嘉堂蔵「口伝集第十」校合識語に山田以文が記す所によれば、五辻三位入道亭に在ったとされる一本は、巻子本にして「凡二十卷」で、「凡鎌倉時代、而古雅可貴」であったとある。この識語が記されたのは、同書の校合奥書にある文化四年頃と考えられるので、偽書でないとするれば幕末迄存在した事になる。なるほど五辻家は、前記源有俊の家と同じ宇多源氏で、遠祖光遠が後白河院の判官代になっている事が知られているし、この家の朝仲朝臣は、後崇光院の「椿葉記」によると、「ことと故院(崇光院)に仕し物なり」と記されてもいる(前記『梁塵秘口伝集卷十』複製解題)。さすがにの糸を手繰れば何か新事実を指摘できるかにも思えるが、稿者は次節に述べる理由から少しく懐疑的でもある。

ところで「文机談」に「六条殿なる御文車に侍けると伝承しかども」と記されることが事実であれば、祝融を慮って文車に乗せたたまま、後白河院が晩年を過ごした六条西洞院殿の車宿に駐めてあったことになる。その信憑性は高いのではないかと思う<sup>(注三)</sup>。次にそのことを述べよう。

### 三

後白河院の崩御のあった年、建久三年十一月廿一日、丹後局が願主となり後白河法皇の仏事が六条殿の法華堂で営まれている。この時後に見るように一切経の供養が行われたが、その導師の説経が金沢文庫に蔵されている天台の学匠としても名高い安居院澄憲(藤原通憲(信西)息、一一二六―一二〇三)の浩瀚な説草、「釈門秘鑰」の一部として伝来している。即ち、第廿五之三「倭字を綴り置き経と成す釈法花を書き付く、余経の上は之を通用す可し」と標題されるものがそれである。その内容は妄語戒を保つ人物の発言としての重みを持ち、史実として疑う余地のないものである<sup>(注四)</sup>。

内容に沿って【一】～【四】に分節し乍ら一瞥してみたい。端作りに「後白河法皇御手跡を以て之を置かせら被る。願主浄土寺二品禪尼なり」とある通り、これは先にも述べた通り後白河院の崩御のあった建久三年の冬十一月廿一日、丹後局の依頼で後白河法皇仏事導師として勤仕した時のものであることを証している<sup>(注五)</sup>。この事実を古記録の方面から検証するならば、藤原(樋口)定能の諒闇記「心記」(『歴代残闕日記』六)には、

廿一日、法華堂に於いて故院の奉為、二位一切経御供養す。是れ御平生の時、宿願に依る。先年の冬御始め崩御の後、今日御供養なり。御導師澄憲、請僧廿四、(六口三味の体、導師奥に在り)願

文、〈草左大弁親経、清書伊経〉人々、布衣或は直衣、素服人黒装束なり。

と記されており、澄憲が導師を勤めた大規模な一切経の供養であったことが判る。

願主丹後局が法皇の寵愛を専らにして朝な夕なに御側を離れなかつた趣を、局嫌いの兼実が「玉葉」の中に、「殊寵無双、李夫人楊妃に異ならざるか」と記していることは有名である。言うまでもないことであるが、この丹後局は澄雲と言う山法師の女高階榮子で、相模守平業房（かみむら）が平清盛のため、伊豆に流されてから、法皇の御召に預かつて院御所に宮仕えの身となり、ほどなく懐胎して皇女觀子（きんし）を生んでいる（建久二（一一九二）年に院号宣下〈宣陽門院〉があり、生母の局は従二位に陞叙せられた）。同年の十一月法皇鳥羽殿幽閉の折りもこの局だけは近侍したという（「愚管抄」五）。

建久三年の春には、重篤の病中を見舞った後鳥羽天皇に向かい、「宣陽門院の御事、教成の事ども申し置かせられたという。崩御の前、遺領の御処分があつて、宣陽門院には六条殿・長講堂以下の莊園を譲り給うた。局にも山科をその所領となされ、かつ特別の思召を以て将来違乱なきようとの御起請符をさえ下された」ということだ（注二五）。さて澄憲の説経に耳を傾けよう。

【一】・人心同じから不れば為す所も又差（ちが）なり。我れ経の料紙を漉き、或いは反して経の料紙と為す。或いは焼きて経面に塗り、或いは彫りて経字と為す。皆是れ勝因なり。悉く結縁なり。但し此の中に和漢の字を彫りて経王の文を綴る事、第一に煩ひ有り、暇入る事なり。取り作す所は実に目出たき事に覚え候ふなり。

「経の料紙を漉き」は先にも見た反古色紙供養（漉返経）、「反して経の料紙と為す」は消息経のことと考えられる（注二六）。「焼きて経面に塗

る例を未だ知らないが、谷知子氏が前掲注論文で例証している「玉葉」の記事に見える「其上塗雲母隠字」などは、消息を燃やした灰を混ぜて顔料とした可能性が高い。問題は「彫りて経字と為す」で、冒頭の法興寺胎内経の場合が正にこれである（今後の議論の用意として澄憲が分類しているこの四つの方法を厳密に区別する必要がある。典籍が湮滅する場合は漉返経とこの場合に限られる。しかし前者は、例えば当時盛んに制作された紺紙経の料紙繊維には大量の墨の炭素成分が含まれるには違いなかるうが、それを以て典籍の佚伝を具体的に証明することはできない）。「彫る」は小刀などで文字を切り出すことを指すとみられよう（「類聚名義抄」に「彫 エル キサム」とある）。従って澄憲の釈の標題にある「倭字を綴り置き経と成す」の置くとは、切り出した紙片を台紙に貼り付けることを意味する。勝因には違いないが確かに「暇入る事」である。なお、先走つて言えば、澄憲が明言している如く、これはせいぜい経王とも花文とも称せられる「法華経」及び具経開結二経の場合に限つて為されうること、一切経全てに於いてなされたことではあるまいと思う。

倭字（平仮名）書写による遺品は、足利本仮名書き法華経（元徳二年（一三三〇））の他にも例がないではないが、十二世紀に遡るものは知られていない。同書の中田祝夫氏の解題に「漢文が読めず、識っている漢字も少ない人には（中略）本文の漢字は無用であり、ある場合には目ざわりということになる。もともと漢字を識ることの少ないものに、わざわざ漢字を記すことはない、ただその読みを与えればよい。漢字を与えず、読みのみを与える形式をとれば、読み下しの文字も大書できる。こうして作られたものが、今ここにいう仮名書き本なのであろう」（『足利本仮名書き法華経』一九七四年）と述べられ、稿者の問題としている視座が欠落している。「法華経」を書写するほどの階層に属する人々が男女を問わず漢字を識らぬということは何と無く



説得力に欠けはしまいか。現に足利本の書写者は、入木道にも心得があり、まともな正書法を習得している。仮名書き書写と「倭字を綴り置き經と成す」との前後関係は断定を躊躇われるものがあるが、後述の如く、その供養の背景にある思想に注目するならば、漢字による經典の書写の場合とは異なつて、寧ろ一端「倭字を綴り置き經と成す」(つまりは世俗の文字を翻すことによつて) ことを潜つて、仮名書きの經典を書写することが広まったと見ることもできるだろう。

【二】其の故ハ文字ト申すは、全て定相無く、指せる本体も無き者なり。然れども又是れ万事を含みて衆事を備ふなり。文字に定相無き事ヲ、大師玄文釈し給ハク、「墨点能く一切法を詮らかにす。墨字能く一切因を具ふ」と。先ず横下然る可き、數一を表し、上に一点を加へ、二數を詮表す。又上に一点を加へ、三數と名つけ、三の中に豎一点を加へ、玉と名つく。右に一点を加へ、玉と名つく。左に一点を加へ、田と名つく。上に出づるを由と名つけ、下に通るを申すと名つく。此の如き廻轉、詮らかに尽す可から不。或いは一字無量法を詮らかにし。無量字一法を詮らかにす。無量字無量法を詮らかにす。一字一法を詮らかにす。故に定相無きなり。字ハ同字ナレトモ古き事を記し、今の事を記す。之に随ひ名異なる。漢土の事を記し、本朝の事を記す。之に随ひて体殊なり。字ハ無定相、和字漢字梵字、源是れ一なり。国語に随ひて変ず。喩へハ仮名は四十七字ヲ以テ万言を顯す。万事を示して一事も顯れ不るは莫し。三史文選八代史も此の四十八字より出で不、十三經も、皆此の字の中に撰す。乃至、出世の大小乘五千三百軸も、皆此の中に在り。八万法門十二分の教へ、同前の故を以て、此の四十七和字の中、本来一切の詞を具ふ。一切字は只上に置き下に置く。此の字を用ひ、彼の字を用ふ。其の事様々二顯れ其の旨重々に示ス。大師釈に云はく、「善惡邪正、有漏無漏、殺殆<sup>ト</sup>与奪、

毀譽苦樂、皆墨の中に在り。若し文字に瞋りを生ぜば、人命を斷つ。字に愛を起さば盜淫を生ず。若し字に愚痴ならば、邪見を生ず。當に知るべし、文字は四惡趣の本なりといふことを」。若し此の字を見れば、五戒を持つ人(天)の本なり。十善を持つ天本なり。五戒十善は皆字より起る。若し文字に因り苦空無常を解かば苦を見、乃至滅諦を見れば、即二乘本と為す。若し字を見て大悲行を起さば、六度を行ふ、此の字即菩提の本なり。乃至、三世如来正等菩提、皆イロハノ字を出で不るなり。只字置く様に依り、善惡邪正と為る。世俗と為り勝義と為る。迷悟を為せども染淨と為る。心經を置かば即ち畢竟空の理と為る。阿弥陀經を置かば即ち淨妙国土依正と為る。當に知るべし、此れ字の無定相なりと。

ここに展開する文字無定相觀(言語觀)は天台大師智顛の「妙法蓮經玄義」卷第八上に述べられることを踏まえる。ことに「大師(玄文)釈」として引用されるのは、各次の箇所である。

・ 黒墨の色の如き、一画は一を詮じ、二画は二を詮じ、三画は三を詮じ、右の画を足すときは則ち丑を詮じ、左の画を足すときは則ち田を詮じ、上を出せば由を詮じ、下に出せば申を詮ず。是の如く回轉して詮ずること尽す可からず。或は一字に無量の法を詮じ、無量の字共に一法を詮ず。無量の字に無量の法を詮じ、一字に一法を詮ず。(以下略)

・ 墨色はれ經なるを法本と為すとは、若し墨字に於いて瞋を生じて他の壽命を斷ず。若し墨字に於いて愛を起して而も盜淫を作し、乃至墨に於いて癡を起して邪見を生ず。當に知るべし、墨字は是れ四趣の本なり。若し墨字に於いて慈を生じ、捨を生じ、乃至正見を正ずるは、當に知るべし、墨字は是れ人天の本なることを。(以下略)

以上は天台の教学の大系や澄憲の他の經釈などを綜合して分析しな

ければならず、門外漢には容易なことではない。ただここで直ちに指摘できることは、澄憲は「玄義」に述べられる文字の記号性に注目し、更に我が国固有の平仮名という纒か四十八文字の音表文字によって、梵漢の全てを包摂できるという機能性に注目し、世俗のことを記した日常的文字列が、そのまま聖なる経文の文字列へと変容を遂げることが可能であると主張する点に、その特異性がある。

【三】・聖霊右筆此の字を書す。昔万事の中、一事ヲ示し置き顕し留め御セリ。世俗の御語に似たりと雖も、又出世の語をも含めり。恩愛戲論の語に似ると雖も、又傍出世無漏の理有り。故に此の手跡文字拾い集め彫りて、次第に妙法蓮花經一部の文に御すハ君が御書字に同じき字なり。本来具足諸法の理有りケルヲ、本従り御手跡棄て置くナラハ、世俗の語許りニテ止る可きヲ、拾ひ改めテ妙法文の言と為し御さハ、第一に御所作に、第一に御報恩なり。世間の人、報恩と申しテ、或いは昔、生死有漏の為、蓄へ置く七珍千金、今日取り出して仏に施す成功の徳、昔、有為有漏の形体を飾らむか為の身上ノ飾、首上の玉ヲ、今日三宝に施すは、猶究竟報恩の功徳ト名つくなり。況や聖霊御筆の文字中、本自妙法蓮花の義理を備へ在シケルヲ、今日はヲ置き改め、併ら一乘八軸の経王と為し、三世種覚本懐タル許、聖霊の為、大切の御要事ハ何事カハ候ふ可きトコソ覚へ候へ。昔「花」ト書き御し、「開」と書き御す字を、花字ヲ彫れハ法花の花字と為し、「開」の字ヲ取りテハ「開方便門」ノ開字ト置き成シ、昔「往」トアソハセル、「即往極樂、即往都卒」ト成し、「来」ト書き御せる字ハ「来至仏所」ニ作り成せり。「常」ニナムト云ふ詞人書きテ必ず置く詞なり。之を彫りて「常在靈山」ノ常字ト成しツレハ、遍四種仏土寂光理遍セル事ヲ顕すなり。実に甚深不可なる事は、只此の御經に候ふ。聖霊極樂蓮台に在り。娑婆の古戲遊の御手習、今様古柳の詞、恋慕

怨曠ノ御詞ノ此の土に残り留る、イカハカリカハ悔しくモ思し食さむ。恥シクモ思し食す可し。而今、其の詞をも改め不、其の字をも棄て不、併ら平等大会の教へと為し安置せ被れ候ひヌル。イカ許りカハウレシク思し食し遣るラムトコソ覚へ候へ。

傍線部は小稿の眼目である。蛇足であるが、文中「古柳」とあるのは今様の曲の一つで、「小柳」と表記し、「旧古柳」と表記される曲もあつたが、「梁塵曲惣目録」に「小柳」「故（ふる）小柳」とあつて、「梁塵秘抄」の「古」字は本来、仮名であつたと思われる。「そよや、こやなぎによな、下がり藤の花やな」の歌詞より名付けられた曲名らしく、三十四首を収めると注記するが、現存はこの一首のみが伝存するという知識を持ち出すまでもなく、ここで後白河院の御手習の中には「恋慕怨曠ノ御詞」とともに、「今様古柳の詞」まで含まれていたと見るべきであろう。丹後局を始めとする院周辺の人々は詞章を暗誦していたであろうから、例えばの話、「つねに恋ひするは、空にはたなばた夜這い星、のべには山鳥秋は鹿、なかれの君達、冬は鴛鴦」（「梁塵秘抄」卷二雑八十六）の、この文字を切り出して、経文の「常在靈山」に充てることなどは案外容易いことと想定してもよいかも知れない。誑言綺語という点では、散らし書きの消息等が相応しいが、均一の文字が切り出せることや仕上がりの見栄えの点からみれば、厚様に書かれた和歌や草子の浄書本こそが相応しい。

かくて澄憲の勧めによつて丹後局の管理下に置かれていた自筆本は、具経二巻をも備えた十巻の法華経に仕立て直され、この日に供養されたことであろう。また幾葉かの不要の零葉が、この作業の過程で生まれたのかも知れない。前述の四葉の断簡がこの零葉の片割れであることは大いに考えられることではあるが、存在しないことの証明はいつの場合も不可能で、文献により実証することは極めて困難であろう。

【四】・只世間の人遠行の跡、若し別れ去りて後、見苦しくテ反古ナムトノ落ち散りタルハカリ、人ノ痛く思ひ恥しく思フ事ハ候は不。若し永に此の土ヲ別れ御シテ残り留る所の生死有漏の御書冊、上品蓮台に坐して後、定めて見苦しく思し食す可き事ならむ。地体の釈此の如し。次に経は常なり。世間の文籍、自然散失し改め一乗経と為し御しヌレハ、普賢文殊之を護り、梵釈四王も之を護りたまひ、三世常住の文字ト成り候ひヌ。昔御手跡ヲハ禅定二品忝なくモ思し食すトモ、菩薩聖衆天龍八部ハ、ヨモ守護し給はサラマシ。是れ教への常なり。三世一乗行者、之を見て四安樂行を立て、夢八相を見、三七日行眼を立て、普賢を見奉る。此の行ハ此の経を起つ。此の行断つ可から不。是れ行常なり。理常は所詮実相常恒不変なり。久遠実行法身自り、尽未来際に至るまで、常恒不変なり。

死後に反古を穢土に残せば却つて聖霊が見苦しく思うだろうと「地体の釈」（趣旨たる経釈の意か）は結ばれ、更に「世間の文籍」は散失するのに対し、「法華経」に改めたものは不滅の文字となると主張する。一方、法皇は自ら次の如く記している。

おほかた、詩をつくり和歌をよみ、てをかくともからは、かきとめつれば、すゑのよまでもくつる事なし。こゑわさのかなしきことは、わが身かくれぬるのち、と、まる事のなきなり。そのゆへに、なからむあと人見よとて、いまた世になき今様の口伝をつくりおくところなり。

嘉応元年三月中旬のころ、これらをしるしをばりぬ。やうくえらひしかは、初めけんほとはおほえす。（「口伝抄巻十」）

法皇は、文字の技は後世に伝えられるが、時間的線的に展開する声技は身後に伝わることはないことを認識し、それを文字化することによって「なからむあと人見よ」との意図のもと「口伝抄」を作り、嘉

応元年春に書き留めたという。「口伝抄」巻十には熊野賀茂巖島八幡の宝殿での奇瑞によって例証される神仏習合思想と融合した独特の詠言綺語観が湛えられているが、これは澄憲のものとは全く別の貌を持っている。澄憲の勸奨していることは法皇の遺志そのものではない。

定能の「心記」の短い記述を信用すれば、生前の冬、院自ら一切経書写の宿願があったらしい（恐らく例の「目無経」と関連すると見られる）<sup>（注七）</sup>。この機を捉え、一切経の書写が旧臣等の手で進められる最中、澄憲は法皇の手跡を経文に変換することを丹後局に勸奨したのであろう。もとより澄憲の創意ではなく、当時の風習に従つてのことだ（とは言うものの、消息経（これも近代の学術用語）とは異なる経供養の方法について、今のところ「綴和字経」以外にそれを指す当時の適当な術語が見つからないのだが）。想像するにその説得は容易ではなかった筈であり、その口説そのものが以上見たところの「地体の釈」経釈なのである。

#### 四

前置きが長く成ってしまったが、これからが考察である。「梁塵秘抄口伝抄」の成立は現在、伝記的事実と絡めて次の説が有力である。

・嘉応元年（一一六九）六月十七日）出家 ①「口伝集巻一〜九」成立（43）

・治承三年（一一七九）十一月廿日）院政停止、鳥羽殿に幽閉される ②「口伝集巻十」成立

・治承五年（一一八二）正月十七日）院政再開 ③【治承四（一一八〇）】文治元（一一八五）「梁塵秘抄口伝集巻十」成立（54）

長期に亘り編纂が繰り返されており、その間に転写される可能性は皆

無ではない。しかし、その自筆本は丹後局の元にあつたと見られるし、前節に見た澄憲の説経によれば、没後追善供養の料として「法華経」に翻されたのである。

花文「法華経」は古来六万九千三百八十四文字であるとされる。果たして二十巻の自筆本「梁塵秘抄」で文字が足りたであろうかなどとは自問しないこととする。稿者はまた前記、自筆本の真贋論争に関しては全くの門外漢であり、中世歌謡史の研究史にも深い敬意を捧げるものである。

ここで注目したいのは、今まで誰も言及しなかった古典籍の佚伝の一つの事実及び機構が、示唆を与えるところは案外大きいのではあるまいかという点である。綴和字「法華経」の遺品は今のところ発見されていない。その意味で冒頭に紹介した法興寺「阿弥陀経」は実に希有な証言をしていると言えよう。

即ち、ここで扱った問題の主眼は、時空を隔てて世俗化の進んだ我々の眼に、不合理に映る過去の心性にある。一つの作品の散佚が天台覚の思想とも通底する宗教教義に因って生じている事実注目したいのである。この古典籍の散佚の原理は、誑言綺語観の変容や衰退にともなって「仮名書き法華経」の登場する（歴史を動かす原理に「省力」が潜む）十四世紀には既に廃れたと想像される。しかし、およそ十二世紀から二百年間、澄憲に代表される思想のもとに、他ならぬ「自筆本」（消息経と同じく自筆本でなければ意味がない）が湮滅している可能性を否定できないだろう。華美な視覚化という院政期精神が、天台の学匠に領導されて新たに生まれた経供養の一形式が、却って著作から署名（自筆本）を剥奪する決定的な姿をとる。

ここで指摘した事柄が古籍が佚伝する場合の、全く例外的な事柄とみるべきか、証明し難いことながら類例は他にも相当あったに違いないと見るべきか。当然議論は分かれるであろうし、俄に賛同は得られ

ないかも知れない（注一八）。

それでもなお、個別の作品毎に緻密に達成成熟を遂げている古典研究を、周辺の事実から逆照射して検証したり、小稿で試みた古筆学の成果を含み込む文学研究と思想史研究の接合や融合の如く、別々のものとして扱われてきた事実と、複合的総合的に再考察することは無意味ではなからう。更にはまた、古筆切の流行が室町期の茶人の趣味より興った、或いはかの「朗詠集」戊辰切れの如く名蹟を後世に伝えるのが為の危険分散の便法であるなどという説に対する異議となりうるか、全く取るに足りぬ珍説なのかは読者の判断に委ねたく思う。

### 【注】

一 記事の要点を摘録しておく。「豊田市教育委員会は（略）鎌倉時代後期に書かれた経文一巻と仏像をなつ印した紙（印仏）十三組が見つかったと発表した。経文はほとんど平仮名で、一文字ずつ別の紙から切り取って台紙に張ってあった。どの文字も同じ人物が書いたとみられ、（略）巻物状になっており、平仮名が一文字ずつ、のりで整然と張られていた。（略）印仏は巻物状のものと同冊状の紙を束ねたものの二種類。巻物は紙の帯で巻かれ、短冊は糸でつづられていた。」

二 当時の写経作法については「如法経書写供養次第」や（国宝）運慶発願「法華経」の長文の奥書によって知ることができる。

三 各紙の報道を次に掲げる。  
・新行紀一愛知教育大名嘗教授（日本中世史）は「大量の文字を張り付ける作業に、亡くなった人への深い思い入れが感じられる。貴重な資料だ」と話している（朝日）。

・調査を担当した県立文化財保護審議会委員の新行紀一・愛知教育大名嘗教授らの話では「別の書から切り取った文字を一字ずつ張り合わせた経文は珍しい。女性を書いた仮名文字を使って経文を制作したのではないか、一字ずつ張ることはかなり信頼する人への供養ではないか、などが推測され、調査は楽しみ」という（毎日）。

・天野暢保・前安城市歴史博物館長は「なくなった人の功德を願って、その人が存命中に書いた文書の中から側近の人が経文に必要な文字を切り抜き、張り付けて阿弥陀経にしたのではないかと推測している。やはり調査にあたった新行紀一・愛知教育大名嘗教授（日本中世史）は「かな文字で書かれているので、漢文ばかりで書かれた経文を当時どのように読んでいたのかうかがえて興味深い」と話している（読売）。

猶、記事には指摘されていないが印仏は消息を利用してはいるようである。

四 有名なものに覺園寺大燈源智律師の消息の裏に北条貞時室が法華經を摺ったものや、後深草院宸翰消息の裏に伏見院が法華經を書写させたもの(後に「相い剥ぎ」されて各別になつていたことは墨影から二〇〇三年に判明したことである。重文。この法華經は「とはずがたり」の記事を裏付ける)、書写される経論は法華經や阿弥陀經が多いが、「宝篋印陀羅尼經」や「大毘盧遮那成佛神變加持經」(「大日經」)(重文)等も知られる。この「綴和字經」と似而非なる「消息經」については、既に小松茂美氏の「消息經年表」(『平家納經の研究』上所収)以来の豊かな研究史があるが、島谷弘幸「金剛寺本『宝篋印陀羅尼經』の意義―消息經流行の一例として―」(古筆学叢林「古筆と国文学」一九八七年)は注目される。谷知子氏の「建礼門院右京大夫集」に見る資盛供養―消息經の意義と方法―(『海王宮―壇之浦と平家物語』二〇〇五年)は小稿の趣旨と最も交差し、兼実周辺の消息經供養の例が多く挙げられているので参照されたい。島谷氏の紹介された天野山金剛寺蔵「宝篋印陀羅尼經」(嘉応二年(一一七〇)寂真の結縁文が含まれる)には歌集・私撰集(建春門院周辺の成立かとされ、「たんこ」を名義人物の詠が見える)と今様(十三首)の断簡を含み、「口伝集」断簡と殆ど同一の文化圏から生まれたものであることや、この「宝篋印陀羅尼經」の連れが手鑑『つちくれ帖』に押されていることも甚だ興味深いことがらである。

五 「江都督納言願文集」巻五の尼公の部に入っているが、この当時は未だ落飾しておらず(大治元年(一一二六)三月廿四日のこと、久安六年(一一五〇)十一月五日に薨じている。一説に92才没説もある)。

六 納富常天「湛睿の唱導資料について(四)」(『鶴見大学紀要』32)に翻刻されている。湛睿の業実についても同氏に「湛睿の事績」(『駒沢大学仏教学部論集』16)がある。

七 史実としては「日本紀略」仁和二年(八八六)十月廿九日の薨伝に「天皇入道の日、出家して尼と為る。晏駕の後、平生賜ふ所の御筆手書を取拾して紙と作し、以て法花經を書きたてまつり大齋会を設け、上皇恩徳に酬い奉れり」とあり、逸話が「今鏡」「十訓抄」に見えて有名である。以後先蹤として人々に記憶され続けたことは、承平二年(九三二)の皇后穩子の例、万寿二年(一一〇二五)の中宮彰子の例などの系譜によっても窺える。

八 古代の製紙業については名著小野晃嗣『日本産業発達史の研究』(一九四一年)がある。近年、文化財学の方面から料紙に関する知識が急速に高まりつつある。『和紙に見る日本の文化―醍醐寺史料の世界―』(二〇〇四年)など。

九 太田晶二郎「白氏詩文の渡来について」(『著作集』一所収)以来、「白氏文集」の渡来を承和年間に係ける説が有力である。この時人々が「香山寺白氏洛中集記」の文言に出会ってから、藤原多美子の書写供養まで半世紀しか経っていない。

一〇 古谷氏は小松氏の批判を承け、その後、後白河の真筆との一連の同定を行い、「本

願寺本「梁塵秘抄断簡」本文墨書の再検」(『MUSEUM』577)・「後白河法皇の仮名書法と「梁塵秘抄断簡」―書の「ゆらぎ」と筆跡考証の視点―」(『同』563)などの一連の論考がある。

二 「文車」については近年松園齊氏によってその実態が解明されている(『文車考』『院政期論集』五二〇〇五)。また一輛の文車にどの量の書籍が登載可能であるかの実例は真福寺蔵「文車第二目録」に見ることができ(『真福寺古目録集』一所収二〇〇五年)。

三 この殿は左京六条二坊十三町に在った近臣平業忠の邸宅であったが(四分の一町の規模、文治四年(一一八八)に焼失した後、院御所にふさわしく志町規模に拡張して再建された。法皇は、建久三年(一一九二)ここでその生涯を閉じている。現在の長講堂は、この六条西洞院殿に営まれた持仏堂(法華長講弥陀三昧堂)であるとされ、法皇は生前膨大な莊園を長講堂に寄進し、その後持明院統の経済基盤となった。度々火災に遭い、天正六年(一五七八)に豊臣秀吉によって現地に移されている(下京区富小路五条下ル本塩竈町)。御影堂には後白河法皇木像(江戸時代)が安置され、四月十三日の法皇忌法要に公開されることはよく知られていよう。

四 この説草については、阿部泰郎氏の慧眼によっていち早く報告されている(唱導における説經と説經師―澄憲「釈門秘論」をめぐる―『伝承文学研究』45)。

五 後白河院追善仏事で丹後局と澄憲とが接点を持つのはこの時限りであること、拙稿「唱導と学問・注釈―澄憲の晩年と『雑念集』―」(『仏教文学講座』八)附録の澄憲年譜参照のこと。

六 引用は三浦周行「丹後局と卿局」(『新編歴史と人物』所収)による。

七 青木淳氏の阿弥陀像を中心にした一連の胎内品の研究によれば(同氏の関心は縁者の集団及びそのネットワークにあるようだが)、この時代には、胎内經(阿弥陀經)と同時に習書・消息などの断簡が発見されているのも、この供養方法の名残り(或いは簡便化)として説明できよう。『遣迎院阿弥陀如来像内納入品資料』(日文研叢書19一九九九年)・『東寿院阿弥陀如来像内納入品資料』(日文研叢書34二〇〇五年)など。

八 現存する「目無經」は「金光明經」「理趣經」のみであるが、神光院旧蔵「金光明經」巻三には「建久三年四月一日書写之(梵字名)の、大東急記念文庫蔵「理趣經」には「後白川法皇□禪尼之御絵、未終功之処崩御、仍以故紙写此經、執筆大納言闍梨静遍、梵字宰相闍梨成賢云々、建久四年八月日、以此經奉受僧正御房了、深賢」の奥書があり、難解だが、後白河院が禪尼に絵巻を描かせていたが完成を見ず院が崩御したので經供養に充てられたとされるもの。この禪尼を丹後局とする小松氏の説もある。

九 「目無經」とも絡むので、続稿を用意せねばならぬかも知れないが、ここでは以下のことを指摘しておきたい。「釈門秘論」第十七之三「阿弥陀經釈 五篇」の中

の「此釈は、上西門院（統子内親王）の一品経供養なり。五宮（覺性法親王）御手跡を以て、仮名阿弥陀経を綴り成されし供養の時、案じ立て了ぬ。頗る神妙に非ず。」とあるのは、紛れもなく法興寺胎内経と同じ作られ方をしたもので、「阿弥陀経」などの小本の供養は当時相当流行を見たのではないかと思う。後世の「仮名書き阿弥陀経」が比較的多く存在することがそれを証しているだろう。

〔補注〕

五十頁上段の「焼きて経面に塗」に関連して「転法輪鈔」の「織部正（大江）景宗周忌嵯峨供養表白」に「次書写摺写両部妙典者、色紙妙典者、焼先考出家之髻髮為灰、破亡父手跡之書札為紙、眺蔡倫之、分親族倫書之、二部装帙」の一節があることを見落としていた。

〔付記〕

小稿の骨子は平成十六年神奈川県立金沢文庫に於いて「反古の行方」と題して講演の機会を頂いたものである。また法興寺阿弥陀仏像胎内経について便宜を頂いた豊田市教育委員会に感謝申し上げます。漢文・変体漢文の表記体をとった文献の引用に際しては、私に訓み下した。平仮名表記してある箇所は補読したものである。